

特定非営利活動法人さくらんぼ

個人情報保護規程

(目的)

この規程は、特定非営利活動法人さくらんぼ（以下「さくらんぼ」という。）が保有する個人情報に関して、適正な取り扱いの確保について必要な事項を定め、個人の権益保護を図り、個人の人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

さくらんぼが保有する情報の中で、特定の個人が識別される、識別され得る情報を個人情報とする。

(さくらんぼの責務)

さくらんぼは、個人の権益保護を図るため、個人情報の保護に関し必要な施策を実施する責務を負う。

(情報を有する個人の責務)

情報を有する個人は、個人情報保護の重要性を認識し、不用意に自らの情報を漏らすことなきよう事故情報の適切な管理に努めるとともに、他人の権益を侵害することなきよう努めなければならない。

(収集の制限)

さくらんぼが個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う目的を明確にし、当該目的のためのみに必要な範囲内において、適法かつ公正な手段により、直接本人より、その情報を収集する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- 1) 本人の同意があるとき。
- 2) 法令又は条例に規定に基づくとき。
- 3) 出版、報道等によって公開されているものから収集することが正当であると認められるとき。
- 4) 個人の生命、身体又は財産保護のため、社会通念上、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- 5) 本人から情報を収集することにより、個人情報取扱いの目的達成に支障が生じ、又はその円滑な実施が困難となるおそれがあるとき、また本人以外の者から収集することに、社会通念上、相当の理由があると認められるとき。

(情報収集の基本原則制限)

さくらんぼは、次に掲げる個人情報を収集しない。ただし、個人情報取扱い事務の目的を達成する為に当該個人情報が必要であり、また不可欠と認めるときはこの限りではない。

- 1) 性別、思想、信仰、信条等基本的人権に関する個人情報
- 2) 心身に関する個人情報
- 3) 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

(情報の利用および情報提供の制限)

さくらんぼは、個人情報取り扱い事務の目的以外に知り得た個人情報を利用しない。また、さくらんぼ以外の団体あるいは個人に提供しない。ただし次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- 1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
- 2) 法令又は条例の規定に基づくとき。
- 3) 出版、報道等により公にされているものを利用し、提供することが著しく正当性を欠いていないと認められるとき。
- 4) 個人の生命、身体又は財産保護のため、社会通念上、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- 5) 法人が維持運営する施設間において、保育あるいは子育て支援の一環としての目的を有する情報提供のための利用、又は外部の機関に提供する場合にあっては、本人又は第三者の権益を侵害するおそれがないと認められるとき。ただし、当該個人情報の使用奥的もしくは使用方法の制限その他の必要な制約あるいは制限を加え、又はその適切な取扱いについて、必要な措置を講ずることができることに限る。
- 6) その他、規定にないものについては、理事長又は施設管理責任者が情報の利用・提供が必要または適当と判断したとき。

(適正管理)

さくらんぼは個人情報取り扱い事務の目的を達成するために必要な範囲内で、正確かつ最新の状態に保つよう努め、個人情報の漏洩、滅失の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるように努める。また、保有する必要がなくなった個人情報については速やかに廃棄、または消去する。

(委託に伴う処置等)

さくらんぼは個人情報取り扱い事務をさくらんぼ以外のものに委託するときは、個人情報保護のため必要な措置を十全に講じるものとする。また、さくらんぼから個人情報取り扱い事務の委託を受けたものは、さくらんぼの管理監督の下、個人情報の適切な取扱いを講ずるよう細心の注意を払わなければならない。

(職員の情報収集及びその管理責任)

さくらんぼの職員は、利用目的を特定し適切な方法によって知り得た個人情報について、次の各号に示す管理責任を負う。

- 1) 個人情報を収集するにあたっては、利用目的を公表・通知するなど明確にしなければならない。
- 2) 目的外利用の場合は、本人の同意を得なければならない。

- 3) 本人の同意なしに、第三者に情報を提供してはならない。
- 4) 個人情報が事実と異なる場合、または訂正・削除が必要となった場合は、速やかにその請求に答えなければならない。
- 5) 個人情報取扱い事務に対する苦情、要望については誠実かつ適切に対処しなければならない。

(職員等の守秘義務)

さくらんぼの職員または職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用しない。

(管理体制)

さくらんぼにおける各事業の個人情報の統括的管理者（以下「総括個人情報管理者」という。）は施設長とする。

総括個人情報管理者は、その業務の補助者として個人情報管理担当者を指定することができる。

(業務)

個人情報管理者と個人情報管理担当者は個人情報に関してつぎの業務を行うものとする。

- 1) この規程の定めるところに従い個人情報が保護されるように、個人情報にアクセス出来る者を制限する等、必要な保護措置を講ずる。
- 2) この規程に基づいて、個人情報の利用、提供、または開示にかかる苦情その他個人情報の取扱いに関する苦情について適切かつ迅速に対処する。
- 3) 個人情報の取扱いについて、職員に指導及び研修等を行う。
- 4) その他必要な事項

(侵害)

さくらんぼの職員等は、個人情報が侵害され、もしくはおそれがある場合、その旨を直ちに個人情報管理者に報告しなければならない。報告を受けた個人情報管理者は、総括個人情報管理者と連携のうえ、その事実の調査を行うと共に必要な措置を講ずる。

(損害賠償)

さくらんぼは故意、または過失によって個人情報を侵害した、またはさせた職員に対し、その行為によって利用者、法人が被った損害、または逸した利益を損害賠償することができる。また、さくらんぼは、職員の過失若しくは管理的過失により利用者に損害、利益損失を与えた場合、損害賠償を行う。

(内規の制定)

個人情報の具体的な取扱い方法を定めるために、内規を定めることができる。

(定めのない事項)

この規程にない事項及びこの規程の解釈に疑義が生じた場合の解釈は、総括個人情報管理者と個人情報管理者が協議のうえ、総括個人情報管理者が行うものとする。

(規程の改廃)

この規程の改廃は、理事会でおこない。総会で承認をうける。

附則 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。